

酒田市建設工事（營繕工事）監督技術基準

（目的）

第1条 この技術基準は、酒田市が所掌する營繕工事の監督の技術的基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条

- ① 「監督職員」とは、建設工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第10条に基づき指定された職員をいい、総括監督員、監督員を総称している。
- ② 「契約図書」とは、契約約款及び設計図書をいう。
- ③ 「設計図書」とは、仕様書、図面、閲覧設計書等をいう。
- ④ 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書及び各工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。
- ⑤ 「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）等をいう。
- ⑥ 「特記仕様書」とは、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- ⑦ 「閲覧設計書」とは、工事の入札のために参加するものに対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- ⑧ 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図書及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。
- ⑨ 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真、その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- ⑩ 「施工図等」とは、施工図、原寸図、工作図、製作図、その他これらに類するもので、契約書に規定する詳細図等をいう。
- ⑪ 「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- ⑫ 「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対し書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解することをいう。
- ⑬ 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- ⑭ 「提出」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係る書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- ⑮ 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係る書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- ⑯ 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもつて知らせることをいう。

- ⑯ 「通知」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- ⑰ 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものと有効とする。緊急を要する場合は電話、FAX、及び電子媒体により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- ⑱ 「確認」とは、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確かめ、受注者に対して認めることをいう。
- ⑲ 「立会い」とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- ⑳ 「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- ㉑ 「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。
- ㉒ 「基本要求品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。
- ㉓ 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体化することをいう。
- ㉔ 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。
- ㉕ 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工情況や材料の試験結果等について、受注者等より提出された資料に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。
- ㉖ 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者が行う検査をいう。
- ㉗ 「技術検査」とは、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、発注者が定めた者が行う技術的な検査をいう。
- ㉘ 「調整」とは、設計図書に基づいて、工事目的物が具体化されていく段階で生じる種々の問題、関連設備工事等との取合いも含めて適切に処理し、工事の流れを円滑に保つことをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員は、以下の表の各項目について監督を実施するものとする。また、酒田市建設工事監督要領（平成30年告示第173号）第4条第4項の規定により、当該監督業務を補助させる場合は、特記仕様書に明記するものとする。なお、関連図書及び条項の欄で「契」は契約約款を示し、「共仕」は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の共通仕様書を示す。

項目	業務内容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保		
(1) 契約図書の内容の把握	<p>契約書、設計書、仕様書、図面、及び下記の項目について把握する。</p> <p>① 配置技術者の専任制及び技術者・責任者の適正な配置（1.3.2 施工管理技術者、1.3.3 電気保安技術者、1.3.4 工事用電力設備の保安責任者）</p> <p>② 施工体制台帳及び施工体制図の整備</p> <p>③ その他契約の履行上必要な事項（提出書面の書式は、別に定めがある場合を除き監督職員が指示する。）</p>	<p>契 第11条</p> <p>共仕1.3 技術者の配置</p> <p>共仕1.1.5(b) 施工体制台帳</p> <p>共仕1.1.5(a) 書類の書式の指示</p>
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共仕1.2.2 施工計画書
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理等	<p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施工程表 ・施工計画書 ・施工図等の承諾 ・疑義に対する協議等 	契 第10条
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>① 契約約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ、酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第2条の規定による事務担当職員（以下、「契約担当者」という。）へ報告する。なお、コンサルタント等に設計を委託した場合は、必要に応じて設計者の立会いを求めることができる。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	契 第19条
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	契 第19条

項目	業務内容	関連図書及び条項
(6) 関連工事との調整	別契約の施工上密接に関連する工事については、必要に応じて施工について調整し受注者に対し指示を行う。	契 第2条 共仕1. 1. 7 別契約の関連工事
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。 ・週間、月間、工種別工程表等の作成の指示及び把握 ・必要に応じて、工事記録の整備の指示を行う。	契 第12条 共仕1. 2. 1 実施工程表 共仕1. 2. 4 工事の記録
(8) 工期変更協議の対象通知	契約約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条及び第45条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕1. 1. 9 工事の一時中止に係る事項 共仕1. 1. 10 工期の変更に係る資料の提出
(9) 工事発注者等への報告		
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合はその理由を検討し契約担当者へ報告する。	契 第21条 契 第16条 契 第18～22条 契 第45条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	契 第29条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当者へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	契 第31条 共仕 契 第31条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は契約担当者へ報告する。	契 第30条

項目	業務内容	関連図書及び条項
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合は、品質及び出来形の確認を行い契約担当者へ報告する。	契 第35条
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当者へ報告する。	契 第36条
7) 部分払い請求時の出来形の審査及び報告	部分払いの請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当者へ報告する。	契 第39条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、契約担当者への措置請求を行う。	契 第13条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 契約約款第48条第1項及び第49条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は契約担当者に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知をうけたときは契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当者等へ報告する。</p>	<p>契 第48条 契 第49条 契 第50条 契 第51条</p>
2. 施工状況の確認等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う	
(1) 事前調査等	<p>① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の確認 ③ 支給（貸与）品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査の立ち会い ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な事項</p>	<p>契 第17条 共仕1. 1. 3 官公庁その他への届出 契 第17条</p>
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立ち会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立ち会い、又は確認を行う。	共仕1. 4. 1～ 1. 4. 5 材料 契 第14条～第15条

項目	業務内容	関連図書及び条項
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立ち会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立ち会いを行う。	契 第15条 共仕1.5.7 施工の立会い等
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	設計図書に示された施工段階において、臨場等により確認を行う。 ただし、主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響が大きい工事、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回った工事、その他これに類する工事については、確認の頻度を増やして監督を行う。	共仕1.5.4 一工程の施工の確認及び報告
(5) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	共仕1.3.11 発生材の処理等
(6) 改造請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事實を発見した場合で、必要があると認められるとときは、改善の指示又は改造請求を行う。 ② 契約約款第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	契 第10条 契 第18条
(7) 支給材料及び貸与品の確認、引き渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品について、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。 ② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者の指示をうけ引渡し等の措置をとる。	契 第16条 契 第16条
(8) 品質管理	・設計図書で要求された品質を満たすため、適切な時期に必要に応じて検査を実施する。	共仕1.3.6
(9) 工法の提案	・設計図書上の工法以外の提案(V.E提案)に対する協議	共仕1.5.8

項目	業務内容	関連図書及び条項
3．円滑な施工の確保 (1) 地元対応 (2) 関係機関との協議・調整	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。 工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	共仕 1.3.7(f)(2)
4．その他 (1) 現場発生品の処理 (2) 臨機の措置 (3) 事故等に対する措置	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。 災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。 事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、事故担当各課を経由し契約担当者に報告する。	共仕1.3.11 発生材の処理等 契 第28条 共仕1.3.7 施工中の安全確保 共仕1.3.9 災害時の安全確保
(4) 工事成績の評定 (5) 工事完成検査及び技術検査等の立会 (6) 文化財その他の埋蔵物 (7) 工事実績の登録	監督職員は、工事が完成したときに「酒田市建設工事成績評定要領（平成30年告示第172号）」に基づき評定を行う。 原則として、監督職員は、工事の完成、一部完成、出来形、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。 又、この他、特記された場合、発注者が特に必要と認めた場合行う技術検査の立会いを行う。 ・工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物の発見・報告を受けた場合は、その措置について適切な対処を行う。 ・工事実績情報の登録を特記した工事について、登録内容の把握と登録証明資料の受領を行う。	共仕1.6.1 工事検査 共仕1.6.2 技術検査 共仕1.1.12 共仕1.1.4

附 則

この基準は平成30年5月1日から施行する。

附 則

この基準は平成30年9月1日から施行する。